び農林水産大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び農林水産大臣に直接に提出することを報告することとする。

（４）重要維持管理等の委託の相手方における外国政府等との取引に係る売上高の割合

年　月　日～　年　月　日の３年間 該当あり□、該当なし□		
事業年度	外国政府等の名称	割合（%）

（記載上の注意）

１．届出の日の２月前の日以前に終了した直近の３事業年度のうち、いずれか１の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が 100 分の 25 以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。

２．「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官及び農林水産大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び農林水産大臣に直接に提出することを報告することとする。

４．重要維持管理等の再委託に関する事項

（１）内容及び時期又は期間	行わせる重要維持管理等の内容	
	重要維持管理等を行う場所	
	重要維持管理等を再委託して行わせる時期又は期間	
（２）再委託の相手方	名称及び代表者の氏名	
	住所	
	設立準拠法国等	

（３）再委託の相手方の総株主等の議決権の５％以上を直接に保有する者

	名称又は氏名	設立準拠法国等又は国籍等	議決権保有割合（%）（確認した年月日）
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

（４）再委託の相手方の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			